

別紙 5
(事後公表)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を締結したので、奈良県契約規則(昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号)第 16 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年 8 月 1 日

1.契約の名称、数量及び契約金額

- (1)名称 史跡桜井茶臼山古墳の維持管理(史跡地の除草及び清掃)
- (2)契約金額 999,200 円

2.契約の相手方の名称及び所在地

- (1)名称 公益社団法人桜井市シルバー人材センター
- (2)住所 桜井市大字豊田 311 番地の 2

3.契約年月日

令和5年5月11日

4.契約の相手方を選定した理由

令和 5 年 4 月 3 日付けで事前公表した決定方法で該当した者

5.契約事務を担当する所属

奈良県 文化・教育・くらし創造部 文化財保存課

住所:奈良市登大路町 30 番地
電話:0742-27-9866(ダイヤルイン)
FAX:0742-27-5386